

市県民税及び国民健康保険税の徴収方法に年金からの天引きが加わります

年金受給者の納税の便宜を図るため、平成22年10月から下記の要件により市県民税及び国民健康保険税の徴収方法として、介護保険料や後期高齢者医療保険料と同様に、年金からの天引き（特別徴収）を実施します。

なお、特別徴収が始まるまで（市県民税は6月と8月、国民健康保険税は7月から9月）は、これまでのように普通徴収（納付書または口座振替）での納付となります。

■市県民税

■特別徴収の対象となる方

4月1日現在65歳以上の年金受給者で住民税の納税義務のある方です。

ただし、次のいずれかに該当する方は対象となりません。

- ・老齢基礎年金等の金額が年間18万円未満の方
- ・介護保険料が年金から特別徴収されていない方
- ・年金に係る住民税額が老齢基礎年金等の額を超える方

■特別徴収される年金

老齢基礎年金等です。障害年金や遺族年金等の非課税の年金からは特別徴収されません。

■徴収区分

新たに特別徴収となる場合は、年税額の2分の1が上半期（6・8月）に普通徴収となり、年税額の2分の1が下半期（10月・12月・2月）に特別徴収となります。

徴収方法	普通徴収		特別徴収		
	上半期		下半期（本徴収）		
期別または該当月	1期（6月）	2期（8月）	10月	12月	2月
徴収税額	年税額の1/4	年税額の1/4	年税額の1/6	年税額の1/6	年税額の1/6

■特別徴収される税額

年金所得の金額から計算した市県民税額のみです。給与所得や事業所得などの金額から計算した市県民税は年金から特別徴収されず、別途、これまでのように普通徴収または給与からの天引きによる納付となります。

■徴収方法の変更

後期高齢者医療保険料や国民健康保険税のように特別徴収に替えて口座振替による納付を選択することはできません。



■国民健康保険税

■特別徴収の対象となる方

65歳から74歳の世帯主の方で、次のすべてに該当する方です。

- ・世帯主が国民健康保険の被保険者である
- ・世帯内の国民健康保険の被保険者全員が65歳以上である
- ・特別徴収の対象となる年金の額が18万円以上であり、国民健康保険税と介護保険料の合算額が年金支給額の2分の1を超えない

■特別徴収される年金

老齢年金、退職年金、障害年金及び遺族年金です。

■徴収区分

新たに特別徴収となる場合は、年税額の8分の3が上半期（7・8・9月）に普通徴収となり、年税額の8分の5が下半期（10月・12月・2月）に特別徴収となります。

徴収方法	普通徴収			特別徴収		
	上半期			下半期（本徴収）		
期別または該当月	1期（7月）	2期（8月）	3期（9月）	10月	12月	2月
徴収税額	年税額の1/8	年税額の1/8	年税額の1/8	年税額の5/24	年税額の5/24	年税額の5/24

【問合せ】 税務課税制担当 ☎8712

市県民税「口座振替前納希望はがき」を廃止します

市県民税を口座振替で納めていただいている方へ、年間の納付方法をお問い合わせするため例年6月1日付で送付していた「口座振替前納希望はがき」を、税の新システム移行に合わせ、平成22年度から廃止いたします。

■平成22年度からの取り扱い

平成21年度に「前納」を希望され、振替口座が昨年と変更のない方は、引き続き「前納」で振替納付とさせていただきます。それ以外の方は、「期別」で振替納付とさせていただきます。

平成22年度の「前納」と「期別」の振替方法の変更を希望される方は、下記問合先へ5月31日（月）までにご連絡ください。



新規に口座振替での納付を希望される場合は、金融機関等で依頼書に「前納」または「期別」のどちらか希望の納付方法を記入して下さい。

※「前納」は一年分を一括で前もって納税する方法、「期別」は一年分を期別ごとに4回に分けて納税する方法です。

【問合せ】 税務課税制担当 ☎8712

軽自動車税の納付書が変更になります

平成22年度から軽自動車税の納付書を、ハガキ（圧着形式）で送付します。これによって、納付書送付にかかるコストの圧縮が実現でき、また、バーコードを記載しコンビニエンスストアでの納付も可能となりました。



納付書／3つに折りたたんで圧着し、はがきサイズで送付

平成22年度軽自動車税全期の納期限は5月31日（月）です。納期内完納にご協力をお願いします。

【問合せ】 税務課税制担当 ☎8712

滞納防止対策の取り組みを強化（4・5月）

加西市は現在、特に納税意識の低い人や納税期限を忘れがちな人を対象に、市の断固たる姿勢を示すことにより自主納付を促して収率の向上を図っています。

5月31日までの出納閉鎖期間中、平成21年度分を滞納している人の約880件（約1,900万円）について、差し押さえを前提とした差押事前通知の送致や財産調査を短期集中して実施しています。今後も、納税者の苦勞に思いを致せば、税金の無駄使いは断じて許されませんし、負担の公平を考えれば、滞納者に対しては毅然とした処分を徹底していきます。

■過払い金への取り組み状況

市税等の滞納者が貸金業者などに返済した過払い金について、平成20年6月から差し押さえを行った結果、これまで12件で約830万円の税充当をしています。また、滞納者が弁護士等に依頼し貸金業者と交渉して負債を圧縮する任意整理をした結果、16件で約670万円の税充当を行い、あわせて約1,500万円を充当しています。

■平成22年度第1回加西市インターネットオークション開催

市税滞納者から差し押えた動産をインターネット上で売却する「平成22年度第1回インターネットオークション」を開催します。※詳細は市ホームページをご覧ください

■動産（座卓、絵画、バックなどの差し押さえ物品）

せり期間／6月14日（月）～16日（水）
参加申込／5月25日（火）～6月8日（火）

■動産の下見会 どなたでもご参加できます。

日時／5月28日（金）10:00～12:00、13:00～15:00
場所／加西市役所1階多目的ホール

【問合せ】 収納課 ☎8714